

杉並区みどりの基本計画の改定に向けた取組について

区は平成22年に改定した杉並区みどりの基本計画（以下、「本計画」という。）に基づき、本計画の将来像である「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の実現に向けて、みどり施策を総合的かつ計画的に推進してきた。この間、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした都市緑地法の改正があったほか、区においても令和4年度を始期とする杉並区基本構想・杉並区総合計画等を策定し、その下で、気候危機への対応、グリーンインフラの取組などを推進していくこととしたところであり、みどり施策を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした背景を踏まえ、以下のとおり本計画の改定に向けて取り組むこととする。

1 改定にあたっての基本的な考え方

- 都市緑地法改正に伴う、公園施設等ストックの適正管理や生産緑地地区内の緑地の保全について反映していく。
- 杉並区基本構想に基づき、「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を具現化する取組を盛り込む。
- グリーンインフラの考えなどを生かし、区民共通の財産であるみどりを将来にわたって守り、育て、増やしていく取組を反映していく。

2 計画の位置付け

都市緑地法及び杉並区みどりの条例に基づいた緑地の保全や緑化の推進に関する計画として位置付ける。また、杉並区基本構想で掲げる区の将来像である「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、杉並区まちづくり基本方針、杉並区環境基本計画等との整合を図る。

3 計画期間

計画期間は基本構想及び総合計画と終期の整合性を図るため、令和12年度までとする。

ただし、本計画は長期にわたる「みどり」のビジョンとしての性格も併せ持つため、目標年次については、平成22年の改定時に、区制100周年を念頭に置いて設定された目標年次である令和14年度を引き継ぐこととする。

また、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

4 改定の進め方

有識者及び公募区民等で構成する「杉並区みどりの基本計画検討委員会」を設置し、専門的な視点から助言等を得るとともに、区民等の意見提出手続やオープンハウス型懇談会等を実施するなど、区民等からの幅広い意見を反映させた上で計画を改定する。

5 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|------|---------------------------------|
| 令和5年 | 4～7月 | 公募型プロポーザル方式により計画改定を支援する委託事業者を選定 |
| | 8月 | 「杉並区みどりの基本計画検討委員会」設置 |
| 令和6年 | 5月 | 本計画（素案）のまとめ |
| | 7月 | 区民等の意見提出手続の実施 |
| | 11月 | 本計画の改定・公表 |